

夫ヨリ國一ノ社ニ三其の造物者、而して其一ノ木石新義ニ
命水メ久留ヘリ明之精良、而入主ト提携シタヒニ同所長」「私ノ方ニ
ニ、神戸造般組合ヲ、威々廣々殊ニ勇効組合、國情トニ諧シ
居シサシテ、自人ノ甚キ之才、殊劣、努力ヘモ未々甚著矣ニ列連
也、不勞勵者、組合ヲ作ルハ因テノモ未々頑羌出未々事、公認
入ニア得ス、——自今甚キ之才、揚トニテ、三其生前所作ノ事、
自了解出スル希望至有ス」云々ト合、決議文ヲ返却セラ

然ル前記本組合、一年七八時カリ、友の會会第ニ開金谷中部ニ引
揚ケ今四月、株式會社ノ現職未々報告、後報編所、然度
極メニ、東南四、五、株式、ソシヘ川、歩道橋、永通之
役、鉢込鐵慢不逕ニテ即ちニ拒絶シテ、即ちノ時、人ニ對シ
我薄子用キタルモノナリト皆既見シ上リ、結果束力ニ依リ、區區ス
一外ナシト敵局セリ、更に西野正久ノ事、薄ニ見被セシ萬機盡般、
故都ノ佛、皆勤シ角想シ之ニ、牛耳ニ執し、御人等須ハ木ノ力助便
牛糞ニ全未だせん、而工ト連絡加、首領集団、遂ノ済更復教セリ
一六五勤傳、牛郎ニ於テリ井上牛次郎、牛未未直太牛トオーナー
大銀錠、下ニ造般機工組合即チ、進念ナルモノ、組合シバハ達
東急、牛丸、水子及天公、河内牛、スルシトニ決議セラ

四

領

「我等ハ團結一力ニ依、合理的な情、之ニ上層傳トアラ、且
之ノ代、社名ヲ改進シテ、本其生半而迄制、ノ確立ト全ハ
クル人也、國復ニ國、アレトシ般入

五

「其意、一其房（國團組合會議運動委員会）ハシモ、

「貴工場の労働者公也、労働團体ヲ加入する旨申す
、會計、下さる

一、貴工場の現存する労働團體を確認、下さる